

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

「教育勅語の教育の現場での使用を容認する閣議決定」に対する懸念表明

2017年4月13日

宗教法人 日本ホーリネス教団

教団委員長 島津吉成

総務局長 大前信夫

福音による和解委員会 委員長 平野信二

教育勅語を子どもたちに熱心に朗読することを奨励する教育機関が大きな不祥事を起こしたさなか、政府は2017年3月31日、教育勅語を「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」と閣議決定しました。この教育勅語の教育の現場での使用を容認する閣議決定に対して、キリスト教信仰と日本ホーリネス教団の弾圧経験の視点により、（１）基本的人権の尊重への危惧と、（２）戦時中の宗教弾圧の歴史を踏まえ、私たちは大きな懸念を表明いたします。

（１）基本的人権の尊重に反する教育勅語

今回の閣議決定について、単に歴史的資料としての使用に留まらず、教育勅語の道徳的な徳目（親孝行、兄弟仲良く、夫婦睦まじく、等）に関して、做すべき道徳的指針として受容する意見が閣僚から出ていることが報道されています。しかしながら、そのような家族観は、教育勅語においては国民を天皇の赤子とする国家観と結びつき用いられ、更に、「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ジ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とあり、これは戦時中、危機的状況に際して国民は正義と勇気をもって皇室を助け天皇に命を捧げるという、皇室に対する滅私奉公の旗印として子どもたちへの教育に用いられていた歴史があります。この言葉を教育の場で用いることは、子どもたちが各々人権を持つ自由な個人として育成されることに著しく、逆行する道へと繋がります。

教育勅語の容認は、これまで人権尊重の妨げになりかねないとして禁じ閉ざしていた扉を開くこととなります。1946年、日本国憲法公布の年に、学校などの教育機関に「我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去って」と、文部次官による通達が出されて、教育勅語の奉読は禁止されました。更に1948年6月には、衆議院と参議院の両院において、教育勅語の排除・失効の確認が決議されています。その排除決議の理由の一つに教育勅語は「神話的国体観」に基づき、基本的人権を損なう危険性が高いことが挙げられています。

私たちキリスト教信仰では、一人一人が創造主によって与えられた命を互いに尊び、人権を尊重し、そのための努力を重ねてきた歴史があります。聖書から人類が受けとった人間観は、「創造主によって、全ての人間は生まれながらにして平等で、生命、自由、および幸福追求の権利を持つこと」であり、この理念は、今日世界各国で尊重されている民主主義にも通じるものです（参照：日本国憲法第13条「個人の尊重・生命・自由・幸福追求の尊重」）。戦後の日本の国会において、教育勅語が基本的人権の尊重に対して危うく、教育の場では禁ずべきとしたことを考えるときに、国会での議論を経ずして、一内閣がその人権尊重の流れを変容させる閣議決定をすることに、大きな懸念を表明いたします。

(2) 弾圧の歴史から

戦前の歴史において、教育勅語は直接的、あるいは間接的に良心・信仰の弾圧を引き起こしました。敬虔なキリスト教徒である内村鑑三は、1890年に教育勅語が發布された翌年、1891年1月9日、第一高等中学校の教育勅語奉読式において、最敬礼を行わなかったことにより、同僚教師等の非難を受け、教師職を追われる「不敬事件」が起きました。この時に敬われるべきとされた対象は教育勅語に記された「天皇宸筆の御名」（直筆ではなく複写）でした。そのような、良心・信仰の自由を踏みにじる徹底的強制を象徴する教育勅語を、教育の現場に復帰する道を開くことは、キリスト教会にとって受け入れ難いことです。

また、当時のキリスト教会は、キリスト教信仰こそが教育勅語の徳目を実現すると主張しましたが、それは公権力におもねることでした。それにもかかわらず、戦時下に私たちホーリネス系の諸教会は、キリストが王として再臨するという「再臨信仰」が治安維持法に違反するとして弾圧されました。その結果、教会は解散させられ、7名の牧師が死亡しました。こうした出来事を通じて、私たちは公権力の個人の内面への干渉を看過してきたことを反省すると共に、同じことを繰り返さないためにも、今回の閣議決定を容認することはできません。

1948年に衆参両院で議決した教育勅語の排除・失効確認の事実を尊重し、民主的な教育とは相容れない教育勅語を教育現場に適用することがないように要望いたします。